フロン類対策に関する課題 及び論点

課題1:モントリオール議定書HFC改正への対応

背景

- ➤ モントリオール議定書(以下、「議定書」)は、オゾン層の保護を目的として、CFC、HCFC等のオゾン 層破壊物質(ODS)の生産及び消費等を規制。(1987年採択、1989年発効。日本は1988年9月に締 結。)
- ➤ ODSの代替物質として使用量が増加しており、ODSではないものの強力な温室効果ガスである HFCについて、議定書の対象物質に追加し、段階的に生産及び消費を削減する改正提案を、2009 年以降、北米三か国(米国、カナダ及びメキシコ)、島嶼国、EU、インドがそれぞれ提出。

採択までの経緯

2015年11月 第27回締約国会合 (MOP27)



2016年7月 モントリオール議定書 第3回特別締約国会合 (ExMOP3)



2016年10月 第28回締約国会合 (MOP28)

○改正提案を含む議定書 改正に係る具体的な内容 を議論することを柱とした 決定 (ドバイ・パスウェイ) を採択。 ○基準値の設定方法や 規制開始時期等について、 各国間に意見の隔たりあり。

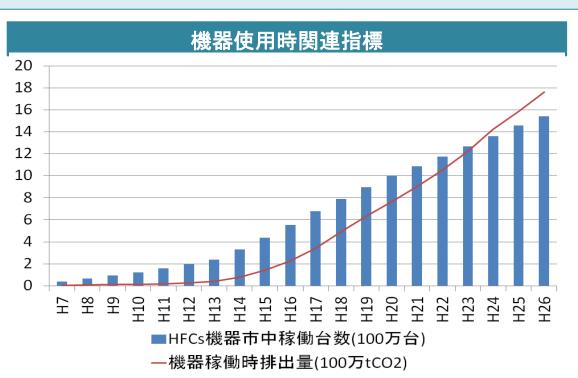
○HFCを対象物質に追加し、段階的に生産及び消費を削減する**議定書** 改正が採択された。

国内担保制度、批准手続き

改正議定書は、20カ国の批准を前提に2019年1月1日に発効。議定書発効までに国内担保制度 を措置し、批准手続きを経る必要がある。

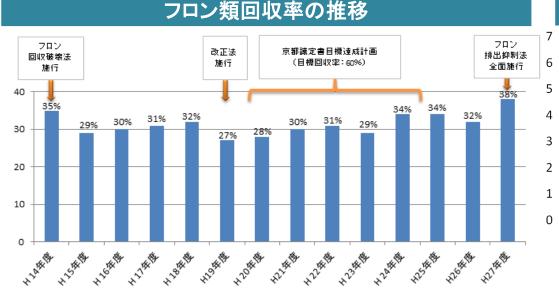
課題2 漏えい率の低減

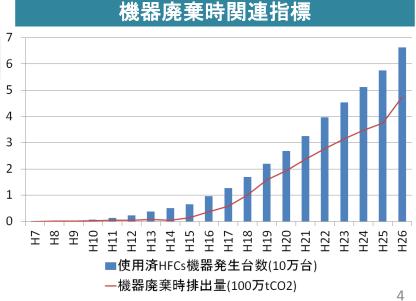
- ▶ 我が国の業務用冷凍空調機器の使用時のHFC排出量(機器稼働時漏洩量)の算定に用いる漏えい率(2~17%)は、機器の種類ごとに一定期間中の冷媒充てん量と事故故障の発生率について大規模なサンプリング調査を行い決定(サンプル数:26万台、2007~2009年に実施)。
- ▶ HFCs機器市中稼働台数、機器稼働時排出量は年々増加傾向にある(平成26年度はそれぞれ1500万台と1800万t-CO2)。
- 業務用冷凍空調機器からのHFCs排出のうち、機器使用時の排出量が8割近くを占めており、使用時の漏えい率低減は排出量削減に大きく寄与する。フロン排出抑制法の全面施行による漏えい率の改善効果が発現する時期を見極めつつ、再度サンプリング調査を行い、法施行の効果を把握する必要はないか。



課題3 廃棄時回収率の向上

- ▶ フロン類の廃棄時冷媒回収率は3割程度で推移。京都議定書目標達成計画で掲げたフロン類の目標回収率6割(平成20~24年度)は未達。フロン排出抑制法が全面施行された平成27年度のフロン類回収率は38%。
- ▶ 地球温暖化対策計画(平成28年5月)では、HFCの目標回収率を2020年度は5割(目安)、2030年度は7割としている。
- ▶ 使用済HFCs機器発生台数、機器廃棄時排出量は年々増加傾向にある(平成26年度はそれぞれ70万台と 500万t-CO2)。
- ▶ 平成27年に完全施行されたフロン排出抑制法では破壊・再生証明書の発行が義務づけられ、管理者がフロン類の処理段階まで確認できるようになった。しかしながら、廃棄時回収率は大幅には改善していないため、2020年の目標(目安)及び2030年度の目標を確実に達成するためには、制度構築、施行準備の期間を考慮すれば一刻も早い抜本的対策の検討が必須ではないか。
- ▶ その際、これまで廃棄時回収率が向上してこなかった要因をしっかりと分析する必要があるのではないか。





論点の全体像

フロン類の上流から下流まで、下図のとおりフロン排出抑制法が施行されているところ。上流・中流・下流の現行規制及び横断的事項について総点検を行うとともに、モントリオール議定書HFC改正をうけた対応など、フロン類対策の今後の在り方について検討を行う必要がある。

(1)上流対策



(3)横断的事項

論点の全体像

(1)上流対策

- ①モントリオール議定書HFC改正を受けたHFCの生産量の規制
- ②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及
- ③GWPの高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組み
- 4環境中にフロン類を漏洩しにくいような製品を製造するような仕組み

(2)中·下流対策

- ①使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討
- ②管理者が漏洩対策を行うための技術基準の検証
- ③廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討
- ④充塡回収業者が回収時に従う技術基準の検証
- ⑤業務用空調冷凍機器の管理者を効果的に監督する仕組み
- ⑥指導監督体制の強化

(3)横断的事項

経済的手法 (フロン税、デポジット制度、メーカーへの課金)

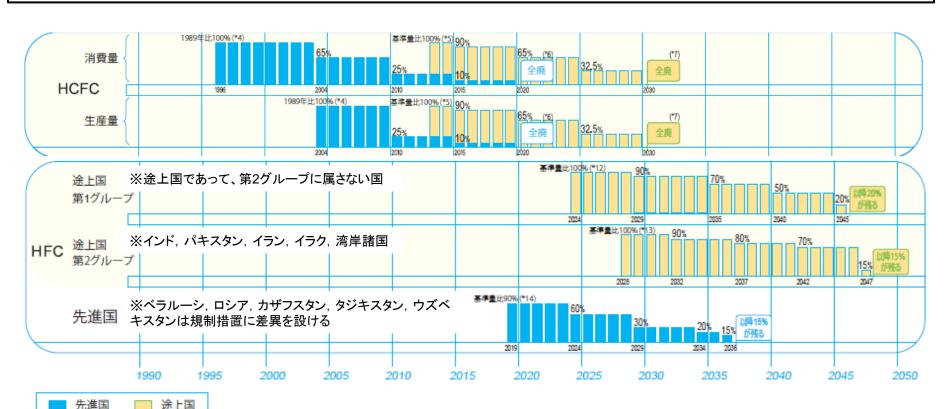
(1)①モントリオール議定書HFC改正を受けたHFCの生産量の規制

- ▶ 我が国は、「オゾン層保護法」により特定フロンを含むオゾン層破壊物質の生産と消費 を規制、「フロン排出抑制法」によりフロン類の製造から廃棄に至るまでの包括的な対策 を実施。
- ▶ 改正された議定書の履行を着実に担保できる枠組を早急に整備することが喫緊の課題
- ▶ 以下のような追加的な仕組みの必要性及び有効性について検討すべきではないか。
 - ① 生産削減目標の前倒し(議定書の削減目標以上に、我が国独自の目標を設ける)
 - ② 生産削減目標の横出し(議定書では規制されない種類のHFCについて、我が国独 自で規制を設ける)
 - ③ 生産削減目標の確実性を確保する仕組み(生産削減目標と許可のリンク)

	オゾン層保護法※	フロン排出抑制法	キガリ改正
規制対象	オゾン層破壊物質 (特定フロン)	特定フロン 代替フロン	代替フロン
主な規制内容	製造数量の許可輸出入管理(※輸出貿易管理令等により実施)	 メーカー(フロン・機器) による計画的な使用 削減 ユーザーによる機器 の点検・フロン類の漏 えい量報告 適切な充塡・回収 適正な再生・破壊 	製造数量の許可輸出入管理

(1)②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及

- ➤ モントリオール議定書に基づき、特定フロンの生産全廃が決定しているが、本年10月の締約国会議で、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(HFC)を、段階的に85%削減することが新たに合意されたことから、脱フロンに向けた機運が極めて高まっている。
- 脱フロンを効率的かつ効果的に促進するために、我が国として各国に先駆けて、省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器を普及させ、その市場を国内外に拡大させる必要があるのではないか。





先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)

平成28年度予算 7,500百万円(6,384百万円)

背景・目的

- ▶ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHFC(ハ イドロフルオロカーボン)が使用されており、機器の使用時・廃棄 時の排出が急増。
- このため、近年技術開発が進んでいる自然冷媒を使用し、かつエネルギー効率の高い機器を普及させることが重要。
- ▶ 平成27年4月に施行したフロン排出抑制法により、指定製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減(ノンフロン・低GWP(温室効果)化)を促進する制度が導入されることを踏まえ、省エネ型自然冷媒機器の普及を急ぐ必要。
- ➤ モントリオール議定書に基づく特定フロンの生産全廃を控えている 中、地球規模でも「一足飛び」でノンフロン・低GWP化を目指す。

事業スキーム

(1)委託対象:民間団体

実施期間:平成26年度~平成28年度

(2) 【国からの補助】

補助事業者:非営利法人

補助率:定額

【法人から事業実施者への補助】 間接補助事業者:民間団体等 補助率:1/2以下又は1/3以下

実施期間:平成26年度~平成28年度

(3)委託対象:民間団体

実施期間:平成27年度~平成29年度

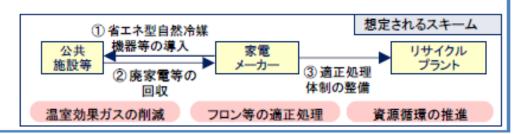
期待される効果

本補助金により省エネ型自然冷媒機器の一定の需要を生み出す ことで、機器メーカーによる生産効率化、低価格化のための努力 が進み、平成32年度に投資回収年が3~5年程度となり、市場で自 立的な導入が進む効果を想定している。

事業概要

- (1) 省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発(経済産業省連携)(80百万円) 省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)
- (2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助(7,319百万円) 高い省エネ効果を有し、かつ、フロン排出抑制法で指定製品となり、HFCを使 用しない自然冷媒(炭酸ガス、アンモニア、空気等)への転換が求められる以 下の施設の自然冷媒機器に対して導入を補助する。
 - ○冷凍冷蔵倉庫(国十交通省連携)
 - 1台あたりの規模が大きいため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。
 - ○食品製造工場
 - ・食品・飲料・氷の製造・加工工場が対象。
 - ○食品小売店舗
 - ・食品小売店舗で使用される冷凍冷蔵ショーケース等は、市場ストック台数が多く、また、冷媒漏えい率が高いため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。○化学製品製造工場(新規)
 - 化学製品の製造時の冷却プロセス使用機器を対象に追加。
 - アイススケートリンク (新規)
 - ・1台当たりのフロン類使用量が多く、省エネ・冷媒転換効果が大きいことに加え、老朽化が進んでいるスケートリンクの冷凍機器を対象に追加。
- (3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理 体制構築調査(100百万円)

我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、オ ゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロンも 回収・適正処理することが求められるため、回収等の体制を構築するための調 査を行う。





脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省工ネ化推進事業 (一部国土交通省連携事業)

平成29年度要求額 6,300百万円(新規)

背景・目的

- ▶ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHCFCや HFCが使用されており、機器の使用時・廃棄時の排出量削減が必要。
- ▶ また、HCFCは2020年に製造が全廃される予定であり、HCFCを冷媒として利用している機器の早期の転換が必要。
- ▶ このため、省エネ性能の高い自然冷媒を使用した機器を普及させることで、冷凍空調業界の低炭素化、脱フロン化を進めることが重要。

事業概要

(1) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助 (62億円)

平成29~33年度

省エネ・冷媒転換効果が大きく、フロン類の充塡量が多い中大型機器を保有する<u>冷凍冷蔵倉庫</u>への機器導入に対して、補助金を 交付する。(国土交通省連携)

(2)途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査(1億円)

平成27~29年度

我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、オゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロン等の回収・適正処理が求められるため、 体制を構築するための調査を行う。





<冷凍冷蔵倉庫への導入イメージ>

事業スキーム

(1) 【国からの補助】

補助事業者: 非営利法人、補助率: 定額

【法人から事業実施者への補助】 間接補助事業者: 民間団体等

補助率: 1/2以下 (2) 委託対象: 民間団体

【補助対象、補助率】 冷凍冷蔵倉庫 1/2以下

(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)をいう。)ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水、炭化水素等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの

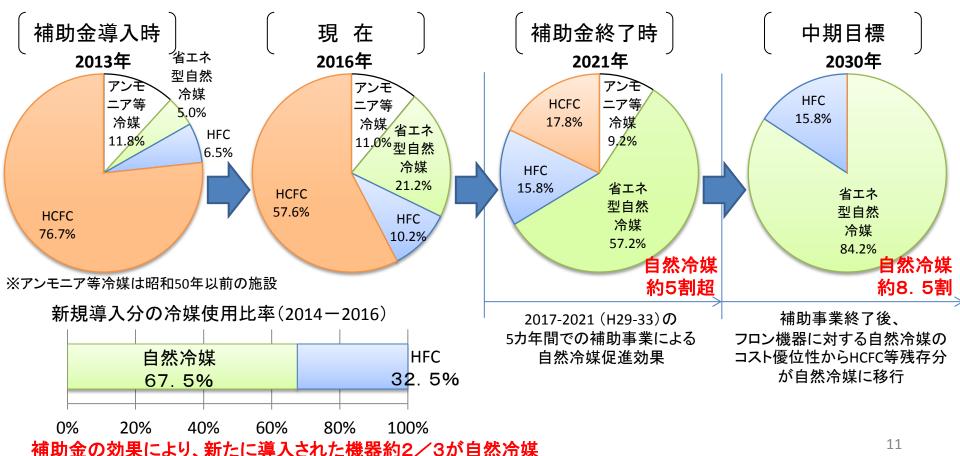
期待される効果

- ▶ 省工ネに取り組む事業者への積極的な支援により、HCFCが市中に7割残るとされる冷凍冷蔵庫業界への機器の転換を促し、 5割以下までの引き下げを目指す。
- ▶ 自然冷媒機器の普及が図られることから、大量生産による機器価格の低廉化が期待され、将来的な自立的導入に寄与する。

(試算)環境省:省エネ型自然冷媒機器導入補助金の効果について

- 省エネ型自然冷媒機導入補助金による2030年度時点でのCO2削減効果 【冷凍冷蔵倉庫分野】 約168万t-CO2/年(省エネ効果+フロン対策効果)
- 自然冷媒技術の低コスト化の実現による他業種への波及効果を含めた 2030年度時点でのCO2削減効果 約680万t-CO2/年 (同 上)

<u>冷凍冷蔵倉庫における使用冷媒比率の推移試算</u>



(1)③GWPの高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組み

日本では機器製造メーカー 等の判断を尊重しつつ、低 GWP等製品開発を推進す るため指定製品制度を導 入している。

指定製品の区分	現在使用されている 主な冷媒及び GWP	環境影響度 の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー(床置型等を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A (2090)	750	2020
自 動 車 用 エ ア コ ン デ ィ シ ョ ナ ー (乗用自動車(定員11人以上のものを除く)に掲載されるものに限る)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵 ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの等を除く)	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1770) CO2 (1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉 庫向けに出荷されるものに限る)	R22 (1810) R404A (3920) アンモニア (一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材 (現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a (1430) HFC-152a (124) CO2(1), DME(1)	10	2019

アメリカやEUでは、一定以上のGWPを使用した製品の販売を禁止している。

欧州 HFCの使用割当制度の導入。 割当制度の適用外のHFC封入機器(冷凍・冷蔵機器、空調機器、ヒートポンプ)の販売禁止。 2020年以降のGWP2500以上のフロン類の使用禁止、その他、高GWP製品の販売禁止。 普通自動車及び軽自動車において、カーエアコン(MAC)用冷媒として高GWP冷媒の使用を禁止。

(1) ④環境中にフロン類を漏洩しにくいような製品を製造するような仕組み

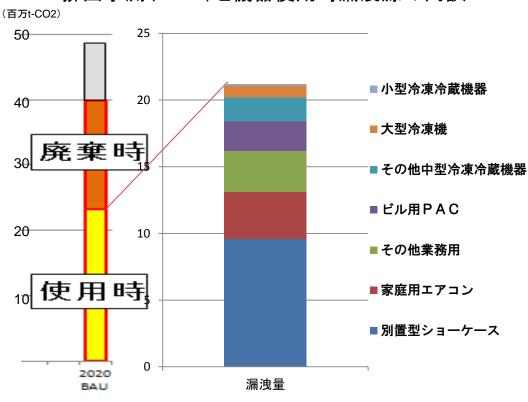
漏洩率改善のため、製品製造の段階からの取り組みが必要ではないか。

冷凍空調機器の種類ごとの漏えい率

機種	漏えい率
小型冷凍冷蔵機器	2%
別置型ショーケース	16%
その他中型冷凍冷蔵機器	13~17%
大型冷凍機	7~12 %
ビル用PAC	3.5%
その他業務用空調機器	3 ~ 5%
家庭用エアコン	2%

出典:経済産業省調査

代替フロン等3ガス(京都議定書対象)の2020年 排出予測(BAU)と機器使用時漏洩源の内訳



(2)①使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討

フロン類の排出削減のためには、フロン排出抑制法の施行(算定漏えい量報告公表制度、定期点検の義務づけ等)の効果を踏まえた、使用時漏えいの現状を分析した上で、必要に応じ、対策を検討すべきではないか。

〇使用時漏えいの現状を分析する際に検討すべき事項

- ① 算定漏えい量報告公表制度等の効果
- ▶ フロン排出抑制法における新たな使用時漏えい対策の一つとして、一定規模の事業者(1,000t-CO 2以上漏えい者)から算定漏えい量報告が行われるようになったところ。
- ▶ 当該報告制度は、今年度初めて報告され(今年度中に報告予定)、これまで明らかにならなかった 使用時漏えいの実態を示す有意義なものであり、使用時漏えい対策のためのデータとして活用でき るのではないか。
- ▶ なお、閾値(1,000t-CO2トン)を設けているため、漏えい報告者の補足率向上の観点から、閾値の 適正性も含め、今後検証していく必要がある。
- ▶ 現在の算定漏えい量報告制度では、最後の整備時充塡を行ってから廃棄に至るまでの使用時漏えい量は報告されていない(使用期間中一度も整備時回収・充塡を行わない場合には全く報告されない)とともに、廃棄時漏えいについても報告されていないことから、管理者による冷媒漏えいの全貌を捉える方策についても検討する必要がある。
- ② 使用時漏えい率調査(経済産業省実施予定)
 - 来年度実施予定の使用時漏えい率調査(経済産業省実施予定)の結果も活用すべきではないか。

(2)②管理者が漏洩対策を行うための技術基準の検証

現行の基準の効果を踏まえ、追加の基準は必要ないか。

○管理者の管理意識を高め、業務用冷凍空調機器からの使用時漏えいを防止するため、 管理者の機器管理に係る「判断の基準」を策定。

平常時の対応

①適切な場所への設 置等

・機器の損傷等を防止 するため、適切な場所 への設置・設置する環 境の維持保全の実施。

②機器の点検

- ・全ての業務用冷凍空調機器を 対象とした簡易点検の実施。
- ・一定の業務用冷凍空調機器に ついて、専門知識を有する者に よる定期点検の実施。

漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充塡の原則禁止

・冷媒漏えいが確認された場合、 やむを得ない場合を除き、可能 な限り速やかに漏えい箇所の 特定・必要な措置の実施。



④点検等の履歴の保存等

- ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充塡・回収等の履歴を記録・保存。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

(2)③廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討

- ▶ 廃棄時回収率向上のための対策と併せて、これまで回収率が向上してこなかった要因をしっかりと分析する必要があるのではないか。
- ▶ 一方、2020年の目標(目安)を確実に達成するための対策を講ずる場合には、 施行準備の期間を考慮すれば早急な検討が必須。
- その際、現在の廃棄時回収率は、市中に存在する冷凍冷蔵空調機器の廃棄係数等により推定される廃棄機器の潜在量に基づき推計している、現行の廃棄時回収率の推計方法についても、精査する必要があるのではないか。

(2) ④充塡回収業者が回収時に従う技術基準の検証

現行の基準の効果や算定漏えい量報告公表制度の効果を踏まえ、追加の基準は必要ないか。

【フロン類の回収基準】

▶ 第一種特定製品に充塡されているフロン類の圧力、充塡量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引すること。

フロン類の圧力区分	圧 力
低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、 フロン類の充塡量が2kg未満のもの)	0.1MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、 フロン類の充塡量が2kg以上のもの)	0.09MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1MPa

十分な知見を有する者が自ら実施するか、立ち会うこと。

【フロン類の運搬基準】

- ▶ 回収したフロン類の<u>移充填</u>(フロン類回収容器から他のフロン類回収容器へフロン類の 詰め替えを行うこと)<u>をみだりに行わないこと。</u>
- ▶ フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(2)⑤業務用空調冷凍機器の管理者を効果的に監督する仕組み

業務用空調冷凍機器は全国で2000万台と推計されているが、その所在を正確に把握する 仕組みがない。これを監督する都道府県の職員は本庁、出先ともに1~2名程度で他業務 と兼任している。効果的に監督を行う仕組みの検討が必要ではないか。

【平成28年度フロン排出抑制法施行状況調査より】

- ◆都道府県におけるフロン排出抑制法担当職員の状況(H28.4.1時点)
 - 自治体本庁舎では1~2人であり、かつ他法令等との兼任。
 - 多くの自治体で出先機関に事務を委任。出先機関の担当者も他法令等との兼任であり、1機関1~2名体制が多い。
- ◆立入検査等の実施状況(平成27年度)
 - <u>都道府県による立入検査等実施件数は2,533件</u>。 内訳では、第一種フロン類充塡回収業者:1,364件(約54%)、

第一種特定製品管理者:889件(約36%)

✓ フロン排出抑制法で対応できない✓ ために、他法令等の情報を参考に─ せざるを得ない。

- ◆都道府県が管理者の把握のための主な取組
 - 各種制度(温暖化防止条例や高圧ガス保安法等)における届出等の情報を活用
 - 公害防止条例の法遵守状況に関するアンケート調査結果の活用(未回答事業者を対象に適宜、立入検査・助言を実施)
 - ・指導等が必要な管理者の特定には充塡回収事業者への立入検査時に得た情報を 活用

(2)⑥指導監督体制の強化

指導監督を都道府県のみが行うのでは、十分な指導監督ができていないのではないか。(都道府県の指導監督権限を政令市や国の地方機関に移譲することも含め、関係者の意見を踏まえて、効果的な指導監督を行う体制について検討すべきではないか。)

◆平成28年 地方分権改革に関する提案

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

- ◆第27回 地方分権改革有識者会議・第51回 提案募集検討専門部会 合同会議 (平成28年11月17日(木))にて、「平成28 年の地方からの提案等に関する対応方針(閣議決 定案)」が了承
- (1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)

第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(参考)PCB対策特別措置法の規定

〇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)

(改善命令)

第12条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、 当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下 「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第24条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ 塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第25条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(環境大臣の事務執行)

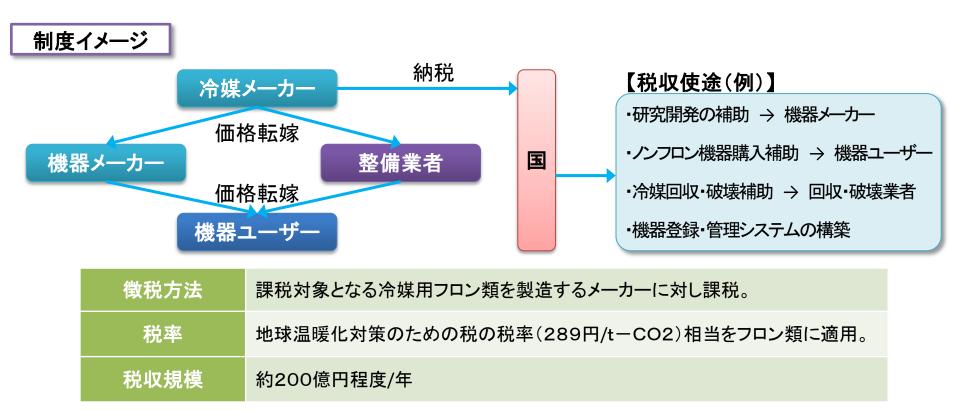
第27条 第12条第1項、第13条、第24条(第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)又は 第25条第1項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による環境大臣による命 令、処分等措置若しくは報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物 が確実かつ適正に処分されないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

(3)経済的手法(フロン税、デポジット制度、メーカーへの課金)

- ▶「フロン類等対策の現状と課題及び今後の方向性について(中間整理)」(平成23年中環審フロン類等対策小委員会)において、「これまでの規制的手法に加えて、経済的手法の活用についても検討を進めるべき」とされた。
- ▶ 前回のフロン排出抑制法制定に係る「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年中環審フロン類等対策小委員会、産構審地球温暖化防止対策小委員会)においては、「経済的手法の導入についてはこれらの課題等も踏まえ、引き続き検討が必要」とされた。
- ▶ フロン排出抑制法制定時の衆・参の附帯決議(平成25年)においても、「経済的手法の在り方について検討を進めること」とされている。
- ▶ 現状に照らして、経済的手法についても検討が必要ではないか。

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 第2回合同会議(平成24年5月28日) 資料2 フロン類等対策に係る経済的手法の検討について

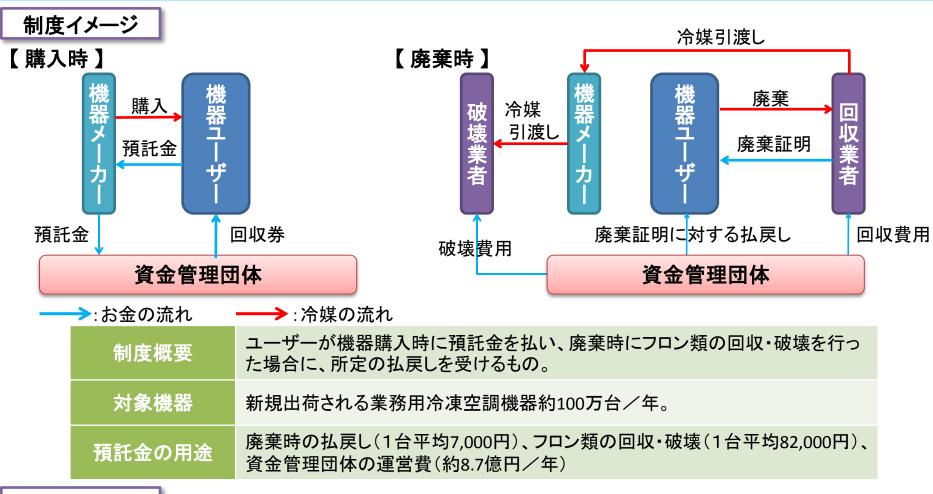
フロン税について



課題

- 価格転嫁の発生割合
- 冷媒価格上昇による機器ユーザーの行動変化(冷媒の代替や漏洩率の低下)等の有無
- 税率の設定方法の妥当性(冷媒価格に対する額の大きさ、基準となる指標)
- 税収の使途の明確化
- 用途に応じた制度の適用除外

デポジット制度について

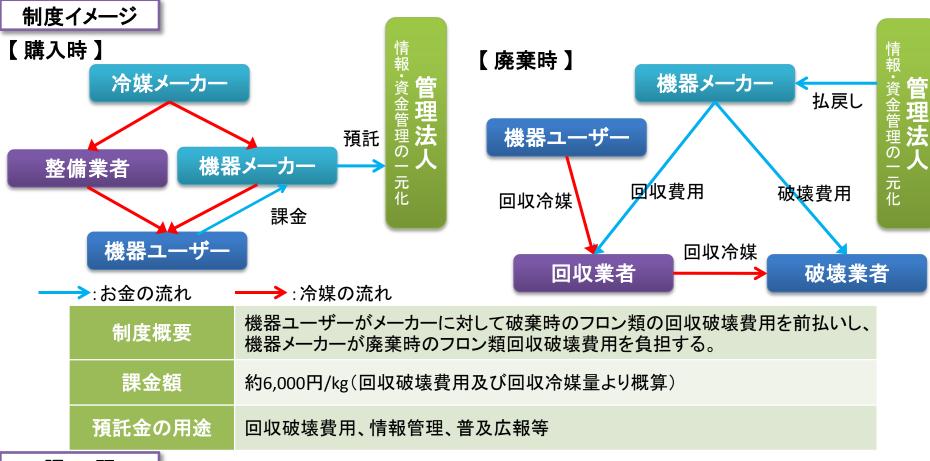


課題

- 預託金の額や払い戻し基準の設定(設置時に回収・破壊費用の想定が難しい機器の預託金額等)
- 機器の使用期間(預託金を預けてから払戻しを受けるまで)が長期
- 既存の機器についての制度適用の可能性
- 用途に応じた制度の適用除外

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 第2回合同会議(平成24年5月28日) 資料2 フロン類等対策に係る経済的手法の検討について

メーカーによる課金制度について



課題

- メーカーがユーザーに関する情報を把握する仕組みの構築
- 設置時に回収・破壊費用の想定が難しい機器の預託金額等の設定
- 機器の使用期間(預託金を預けてから払戻しを受けるまで)が長期
- 既存の機器についての制度適用の可能性
- 用途に応じた制度の適用除外